平成２３年（フ）第２４２号
山口県下関市菊川町大字下岡枝447番地、開始決定時の住所山口県下関市菊川町大字下岡枝451番地７
破産者　野村　弘則
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
高知県土佐市塚地563番地
破産者　土居　章宏
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６８号
大分市下郡南２丁目６番18号　ヴェルドミールⅠ102
破産者　木村　弘人
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２８号
大分市緑が丘４丁目27番10号
破産者　佐藤　徳子
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７８号
大分県速見郡日出町大字豊岡6100番地230、申立時の住所大分県別府市大字鶴見1951番地の１　市営扇山住宅Ｃ―206号
破産者　高松　浩三
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５７０号
大分市大字寒田744番地の３　フローリッシュ101
破産者　甲斐妙恵子
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３０号
大分市新貝３番33号　新貝ビル301
破産者　佐藤　昭一
１　決定年月日　平成24年８月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４４２０号
東京都大田区大森西２―２―24　小堀方、住民票上の住所東京都台東区竜泉３丁目41―８―602
破産者　有野　　親
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５４号
千葉県香取市木内1221番地１
破産者　株式会社ビーテック
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８５８号
東京都新宿区荒木町13番地２号、商業登記簿上の本店所在地山梨県富士吉田市下吉田6300番地
破産者　東伸株式会社
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２９９号
神奈川県川崎市麻生区早野23―１
破産者　能登　康宏
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５２５号
東京都大田区蒲田５丁目６―12―402、開始決定時の住所東京都大田区蒲田３丁目19―16―101
破産者　齊脇　義和
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７５９号
東京都杉並区今川１丁目７―13
破産者　梅村　正義
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６３６号
埼玉県北本市中央１丁目31―303、開始決定時の住所埼玉県北本市朝日２丁目238―Ａ―216
破産者　江尻　春義
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７９５号
東京都千代田区内神田３丁目６番13号
破産者　有限会社立場商店
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７０９号
茨城県日立市十王町山部1623―２
破産者　樫村　清一
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５２０号
東京都大田区本羽田２丁目12番１号　テクノウィング308号室
破産者　ツクモエンヂニアリング株式会社
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２２６号
東京都江東区塩浜２丁目４番20号
破産者　株式会社瑚阿
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７７号
東京都台東区上野５丁目３番４号
破産者　植木製箱株式会社
１　決定年月日　平成24年８月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部